**３　会財政の現状と課題**

**（１）はじめに**

　　　会財政は、弁護士自治を財政面から支えるものである。

**（２）東弁の会計システム**

　　　当会の会計は、一般会計と6つの特別会計（法律相談事業等特別会計・人権救済基金特別会計・会館特別会計・公設事務所運営基金特別会計・住宅紛争特別会計・災害基金特別会計）から成り立っており、一般会計と各特別会計との間で繰り入れ・繰り出し（資金の移動）が可能であり、また固定資産たる特定資産の取り崩しは一般会計に組み込まれることになっている。

　　　したがって、当会の財務状況は、単に1つの会計を捉えただけでは正しく把握できず、特別会計を含めた財産全体の変動、特定資産の状況にも注視しなければならない。

**（３）東弁の財政状況**

　　ア　財産目録総括表によると、当会の正味財産は次のとおり推移している。

　　●正味財産期末残高の推移 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 11,589,006,342 | 11,564,826,835 | 11,652,477,355 | 11,705,190,192 | 11,130,903,759 |
| 前年度比 | △24,179,507 | 87,650,520 | 52,712,837 | △574,286,433 |

　　　　正味財産のうち現金預貯金の残高（特定資産を含む）は次のとおり推移している。

　　●現金預貯金の残高（特定資産を含む）の推移 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 7,464,716,186 | 7,689,617,603 | 7,907,956,752 | 8,115,182,144 | 8,268,487,172 |
| 前年度比 | 224,901,417 | 218,339,149 | 207,225,392 | 153,305,028 |

　　　　2016（平成28）年度末における正味財産期末残高が前年度比でマイナス5億7400万円となっているのは、平成28年度から、退職給付引当金を貸借対照表に固定負債として計上するようになったことによるものである。2016（平成28）年度に新規に計上された退職給付引当金の額は、6億1485万3044円である。仮に、2016（平成28）年度に退職給付引当金の計上がなかった場合、2016（平成28）年度の正味財産期末残高は、対前年度比で、プラス4056万6611円となる。

　上記のとおり、現金預貯金残高をみる限り、弁護士会には約82億円強の使用可能な財源があるように見えるが、いうまでもなく建物や設備造作、あるいは無形固定資産（ソフトウェア）は耐用年数に限りがあってそのための備蓄が必要であるから、現金預貯金の全てが事業に用いることが可能な財産と捉えることはできない。

　　イ　一方、事業内容にかかわりなく増加する、いわば自然増ともいうべき会費収入は、2011（平成23）年度以降毎年約2000万円ないし6000万円程度増加している。正味財産の推移と併せ考えると、会費収入の増加が管理費及び減価償却費の増加を上回っているものと思われる。しかしながら、退職給付支出や事業関連支出の金額は退職者の有無やOA刷新の要否に左右され、年度により大きく異なることから、単年度の正味財産の増減もさることながら、中長期的な支出を把握し、将来の役員がその時々で必要な政策を躊躇なく執行できるよう、十分な資産の確保が必要となる。また、一般会計における預貯金残高の増加の要因としては、一般会計から会館維持管理会計への繰入停止措置による影響も大きい。2017（平成29）年度の予算においては、一般会計から会館維持管理会計への繰入れを1年前倒しで再開することとなったことから、今後は従前どおりに現預金残高が増加するとは必ずしも言えない。

**（４）会財政の課題**

　ア　評価の視点

　　　　弁護士会の財務をマクロの視点でみるとき、中長期的に必要な備蓄をどう考えるかが重要である。これに属するのが特定資産と修繕積立金であり、いずれも将来に備えるものであるが、これを重視すれば財務の規律が求められる。しかし、これを寛容にみるときは、東弁の会計処理上、特に会館修繕積立特別会計からの財産の拠出によって容易に短期的に必要な事業に充てられる構造になっているから、年度ごとの収支の状況を不明確にし、財政規律を緩めてしまうことになる。特に近年の財務の状況はこの視点から見ていく必要がある。

イ　一般会計について

　　　　一般会計の収入としては、会員数の増加による会費収入の増加が収支の改善に寄与している。会員数の増加は今後もある程度見込まれるものの、司法試験合格者数は今後は1500人程度で落ち着くと想定され、従来のように新規会員数が急激に増加する状況が見込まれる可能性は少ない。また経済的に厳しい状況から会費の値下げを求める声が強いこと、いわゆる貸与制世代への優遇措置の要求、育児介護を行う会員への会費免除措置の適用拡大などにより、今後は、必ずしも会費収入の増加に過度の期待は持てない。

　　　　支出としては、管理費、特に当会では人件費の負担が多い。2017（平成29）年度理事者が主要な政策項目として取り組む残業代削減のための方策はその効果が出始めていると想定されるが、人件費の削減は今後も引き続き行う必要がある。なお、2016（平成28）年度の臨時総会において災害基金特別会計が創設され、東日本大震災のような緊急事態に対する備えができたところであるが、今後は退職給付積立金や、OA刷新に備える事業準備積立金を充実させ、将来における巨額の支出に対する備えを万全としておく必要がある。

　　　　2010（平成22）年11月30日の臨時総会で、一般会計の収支を改善するために、一般会計から会館維持管理会計への繰出金支出を7年間を上限として停止する決議をした。2017（平成29）年度から、1年前倒しで会館維持管理会計への繰出が再開されたが、少なくとも同会計への繰出額1億6000万円程度は次期繰越収支差額が増加するよう健全化されていなければ一般会計が赤字となることを踏まえると、単年度ごとの執行部が連係して、長期にわたる資金繰上の課題を克服しているか否かについてのチェック体制を整備する必要がある。また、2016（平成28）年度の臨時総会において、若手会員から新会館臨時会費の徴収を廃止する旨の決議がなされた。今後は、会館修繕積立金会計の推移についても注意深く観察していく必要がある。

ウ　法律相談事業について

　　　　法律相談特別会計については、この数年収支の状況が極めて不安定となっている。すなわち、一般会計からの繰入金と一般会計への繰出金の差額は、2008（平成20）年度は1億1595万7824円、2009（平成21）年度は6438万4519円、2010（平成22）年度は1918万0721円、2011（平成23）年度は547万7309円の黒字であったが、2012（平成24）年度は▲3146万4553円、2013（平成25）年度は▲5443万2758円、2014（平成26）年度は▲5945万6459円と赤字が増大している。2015（平成27）年度において、負担金の割合を10%から15%に引き上げたこともあり、2015（平成27）年度は775万1878円の黒字、2016（平成28）年度は894万5273円の黒字となり、ここ2年間はかろうじて黒字を維持しているが、相談件数が低迷した状況はなお継続しており、今後再度赤字になる可能性がないかについては注意深くみていく必要がある。

　　　　法律相談事業は、その収支の結果にかかわらず、弁護士に対してアクセス障害のある市民や中小企業等に対して法的支援をすることのほか、会員に対して事件受任の機会を提供することや、若手会員に実務経験を得させることなどの意義があるものであるが、巨額の赤字の存在は単に当会の財政を悪化させるだけでなく、当会の他の事業の実施に悪影響を及ぼす危険もある。今後も引き続き、法律相談事業の収支を改善するため、時機を失することなく的確・適切な改革を実行し、法律相談事業の目的や機能を踏まえながら、法律相談センターの廃止・移転・統合等を含めた法律相談センターの在り方について検討を行うことが必要である。

　エ　人権救済基金特別会計について

　　　　本会計は、ⅰ）法律援助事業、ⅱ）刑事弁護及び子どもの人権に関する事業、ⅲ）被拘禁者の人権その他人権救済事業の3事業であるが、3事業のいずれについても黒字化を想定することが困難であるが、財政的見地から、一般会計からの繰入金（2016（平成28）年度は1億0600万円）をどのようにしていくかを考えていく必要があり、そのためにこの事業の収支について検討する必要がある。

　　オ　会館について

　　　　会館維持管理会計は2010（平成22）年における臨時総会決議により、一般会計からの繰入金を7年間止めることができることとなり、その補填として、毎年、会館修繕積立金会計から2億円を限度として会館維持管理会計に繰り入れることになった。会館修繕積立金会計は、本来会館の大規模修繕等のために積み立てられる資金である。2016（平成28）年度決算における会館修繕積立金会計の次期繰越収支差額は52億9292万3410円で、その額を見る限り十分なようにも思われるが、そもそも現会館も減価償却によりその資産価値が目減りしていること、2017（平成29）年度以降数年にわたって行われる大規模修繕（なお、東弁では20億円程度の支出と予想されている。）の他、会員数増加による会館スペースの確保の問題があること、2016（平成28）年の臨時総会決議により、いわゆる貸与制世代以降の会員については、新会館臨時会費が全額免除されたことにより、今後、会館維持管理会計への繰り入れが必要なくなったとしても、従前のように、繰越残額が継続して増えていくという状況にはないことなどには注意が必要である。

　　　　他方、会館維持管理会計の繰越金は2015（平成27）年度5億7123万9873円から2016（平成28）年度5億9554万0617円と2430万0744円の増加となったが、今後とも更なる収支の改善を図る必要がある。その他、今後の会館敷地使用料の増額請求の問題も予断を許さない状態であることも考慮に入れるべきである。

カ　公設事務所について

　　　　公設事務所については、刑事弁護態勢の強化、地域の法的需要への対応等その存在意義は重要なものがある。しかしながら、その経済的支援については適正なものであるべきである。

　　　　公設事務所特別会計に対しては、2016（平成28）年度は一般会計から7600万円の繰出金を支出している。公設事務所については、任期が2年となっており、人の入れ替えが激しい一方、所長等の人事が難航している関係から、各年度で入所弁護士支援金の支給対象弁護士が何人出るか不明で、年度により予期しない多額の支出が生じる恐れがある。また、公設事務所全体に対する長期貸付金残高が2016（平成28）年度決算で1億4691万9367円あるが、事務所経営を支える所長が頻繁に代わることから事務所の経営が安定化していないため、今後も長期貸付金が増加する恐れがある。更に、貸付金の返済については返済時期が到来した時点の法人の社員が責任を負うことになる問題もある。

公設事務所については、それぞれの存在意義を明確にするとともに、会への財政的な負担を考えれば、今後、公設事務所の経営の安定化を図る他、公設事務所の設置の目的を実現できる他の方法の有無や公設事務所への貸付については公設事務所運営特別委員会だけでなく財務委員会の承認を必要とする規則改正などについても検討すべきである。

**（５）最後に**

　　　財政の健全化のためには、会員間の情報共有化をはかり、財政を透明化するよう理事者の説明責任が果たされるべきであることはいうまでもない。そのためには、当会は以下の点を提言する。

　ア　地方公共団体が行っているのと同じ様に、年2回会員ホームページやメールマガジンなどの方法で、東弁の財政状況を分かりやすく図又は表にして会員に開示する。

　イ　事業計画に基づいた予算編成ができるように、次年度執行部の事業計画・予算編成会議を選挙後すぐに始め、赤字予算が常態化する悪弊を脱するべきである。2016（平成28）年度決算では、当期収支差額は9877万7668円の赤字であるが、災害基金特別会計への繰出金2億円を除くと、実質的な黒字は1億0122万2332円となる。今後は、一般会計から会館維持管理会計への繰出金として毎年1億6000万円程度の支出を要することを考えると、毎年度の理事者においては、会館維持管理会計への繰出金を含めても一般会計の黒字を達成できるよう予算案の策定に十分に注意していく必要がある。

　　ウ　定期総会の予算・決算で充実した審議ができるように、事前に質問書を理事者に送付して、理事者が総会当日に的確に回答できるようにする事前質問告知制度も検討されるべきである。